_{そぁん} (素案)

~さっぽろ 障 がい者プラン2018~

しょう ふくしけいかく だい き **障がい 福祉計画(第6期)** しょう じ ふくしけいかく だい き **障がい児福祉計画(第2期)**

れい わ ねん ど **令和3年~5年度**

さっぽろし札幌市

れいわ ねん ねん がつ **令和3年(2021年)3月**



はじめに
し ちょうあいきつぶん けいさい よ てい 市 長 挨拶文 掲載予定

^{れい わ} **今和 3 年 (2021 年)3月**

toぽろしちょう あきもと かつひろ 札幌市長 秋元 克広



だい 第1	す	けいかく きくてい 計画の策定にあたって	
	1	策定の趣旨	1
	2	まくてい こんきょ 策定の根拠	1
	3	計画期間	2
	4	計画の位置づけ	2
		さっぽろ障がい者プラン2018の概要	3
	`)プランの位置づけ	3
	•) プランの計画期間	3
	`)プランに関連する主な計画	4
	(4)プランの体系	6
だい 第 2	しょう 章	けいかくさくてい はいけい 計画策定の背景	
	1	によう しゃふくし くに どうこう で がい者福祉をめぐる国の動向	13
	2	札幌市の現状	15
)札幌市における施策展開	15
)障がいのある方の状況	15
)障がい別の状況	17
	(4) 障がい福祉サービス等利用者数・給付費の推移	20
	3	れいわがんねんどさっぽろししょう じしゃじったいちょうさけっか がいよう 令和元年度札幌市障がい児者実態調査結果(概要)	22
		subject of the first of the f	22
	•	sujetje pr 計画査結果	23
	4	目指すべき 共生社会に向けて ~障がい者施策の視点から~	28
だい 第3	き	gust tugu 計画の体系	
	1	基本理念・計画目標	30
	2	^{ねんど せいかもくひょう} 2023年度の成果目 標	31



だい 第4	しょう	しょう ふくし さー び すとう しゅるい さー び すりょうみ こ 障 がい福祉サービス等の種類ごとのサービス 量 見込み	
	1	まうもんけいさ - び す 訪問系サービス	44
	2	にっちゅうかつどうけい さ ー び す日 中活動系サービス	46
	3	きょじゅうけい さ ー び す とう 居住系サービス等	50
	4	そうだんしぇん さ ー び す 相談支援サービス	52
	5	によう じしぇんさー びょ 障がい児支援サービス	53
	6	^{はったっしょう} 発達障がい者支援	56
	7	#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	58
	8	そうだんし えんたいせい じゅうじつ きょうかとう 相談支援体制の 充 実 ・強化等	59
	9	によう こうくしょ ー び すとう しつ こうじょう 障 がい福祉サービス等の質の向上	60
	10	ちぃきせいかつしぇんじぎょうとう さー ぴ す 地域生活支援事業等のサービス	62
	11	その他の社会参加に係る支援	76
	12	さ - び す みこみりょうとうかくほ サービス見込量等確保のための主な方策	78
ぎい 第 5	しょう	けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制	
	1	^{ぴ-でぃ-し-ぇ- さ ぃ く る} Р D C A サイクルについて	79
	2	ア D C A サイクルの実施	79
第 6	しょう	しりょうへん 資料編	
	1	検討体制	81
	2	によう じしゃじったいとうちょうさ 障がい児者実態等調査	81
	3	市民意見募集の実施	81
	4	パブリックコメントで寄せられた意見	84
	5	その他、計画案からの修正点	84



だい しょう けいかく さくてい 第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

札幌市では、現在、「共生社会の実現」を基本理念とする「さっぽろ障がい者プラン2018」(以下、「プラン」という。)に基づき、障がい者計画によって施策の方向性を定めるとともに、障がい福祉計画(第5期)及び障がい児福祉計画(第1期)により障がい福祉サービス等の提供体制の確保を図っているところです。

プラン策定後、国においては、社会のバリア(社会的障壁)の除去に向けた取組が推進されるとともに、障がいのある方の社会参加の促進のため、障害者文化芸術活動推進法や視覚障害者等読書環境整備推進法が施行されました。また、障がいのある方が自らの望む生活が地域で営めるよう、生活と就労に関する支援の充実や多様化するニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保なが向上を図るための環境整備も進められるなど、障がいのある方を取り巻く環境は変化し続けています。

計画期間の終了に伴い作成する札幌市障がい福祉計画(第6期)及び札幌市障がい児福祉計画(第6期)及び札幌市障がい児福祉計画(第2期)においては、こうした社会背景や国の計画に示される新たな方向性に対応し、今後の札幌市における障がい福祉サービス等の更なる充実を図ってまいります。

2 策定の根拠

札幌市障がい福祉計画(第6期)及び札幌市障がい児福祉計画(第2期)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)(第88条第1項)及び児童福祉法(第33条の19第1項)に基づく「市町村障害(児)福祉計画」にあたります。



国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「国の基本指針」という。)では、市町村が、令和3年度から令和5年度までの「市町村障害(児)福祉計画」を作成することとされています。

3 計画期間

2021年 (令和3年) から2023年 (令和5年) までの3年間とします。

4 計画の位置づけ

札幌市の障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等に係る提供体制の確保等を総合的かつ計画的に進めるための計画です。2018年(平成30年)3月に策定した障がい者計画1とともに、さっぽろ障がい者プラン2018を構成しています。

【図1】計画の構成

さっぽろ 障がい者プラン2018

である。 障がい者計画(2018-2023)

障がい福祉計画 (第5期) 障がい児福祉計画 (第1期) (2018-2020)



障がい福祉計画 (第6期) 障がい児福祉計画 (第2期) (2021-2023)

しょうがいしゃ $\mathfrak e$ ほんほう もと しちょうそんしょうがいしゃけいかく さっぽろし しょう しゃ かん $\mathfrak e$ ほんてき $\mathfrak e$ 官 書者基本法に基づく「市町村障害者計画」。札幌市の障がい者に関する基本的なし $\mathfrak e$ はく るだ 施策を定めている。

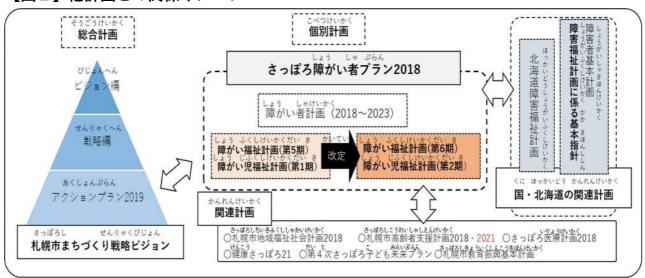


5 さっぽろ 障 がい者プラン2018 の概要

(1) プランの位置づけ

札幌市のまちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を 上で計画とする障がい福祉施策に関する部門別計画。国・北海道・札幌市が定める関連計画と整合を図り策定しています。

ず と けいかく かんけい い め ー じ (図2)他計画との関係イメージ



(2) プランの計画期間

2018年(平成30年)から2023年(令和5年)までの6年間

「図3】計画期間

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	~\cdots 平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	nun 令和1	nub 令和 2	^{れいわ} 令和 3	nun 令和 4	れいわ 令和 5
Lat A C Lut く がん ぶもんへがいく 障がい福祉施策に関する部門別計画		さっ	ぽろ障か	がい者プ	ラン			さっぽん	ろ障がし	しゃぶらん	>2018	
によう Leftいかく 障がい者計画		_{じょう} 障か	い者保	かんぶくしげ 健福祉言		$\overline{}$	×		しょう 障がい	しゃけいかく 者計画		
しょう ふくしけいかく 障がい福祉計画		第3期	\rightarrow		第4期	\supset		第5期	\rightarrow		第6期	
であくしけいかく 障がい児福祉計画			70	181				第1期	$\overline{}$		第2期	



(3) プランに関連する主な計画

■札幌市地域福祉社会計画2018

幅広い市民の主体的な参加と、事業者、行政等の協働により、地域福祉に関連する取組を進めることで、「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろ」を実現することを目的として策定したものです。

さっぽろしこうれいしゃしえんけいかく ■札幌市高齢者支援計画2018・2021

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケア体制の深化に向けた取組を定める「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。2021年から3年間を計画期間とする札幌市高齢者支援計画2021を新たに策定しました。

■さっぽろ医療計画2018

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい じつげん む ざいたくいりょう 市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、在宅医療たいせい きょうか いりょう かん てきせつ じょうほうていきょう おこな いりょう ほけんし すて む体制の強化や医療に関する適切な情報提供を行うなど医療・保健システムかくりつ きほんりねん さくてい の確立を基本理念として策定したものです。



ず 4 】上記 3 計画との関係イメージ



しょうがいしゃ き ほんほう しょうがいしゃ てい ぎ 【障 害者基本法による"障 害者"の定義】

で書名基本法第 2 条 で"障害者"は、「身体障害、知的障害、精神障害 になった。 これでは、 「身体障害、知的障害、精神障害 になった。 これで、 「発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社 かいせいかった。 これています。

2013年(平成25年)4月に施行された障害者総合支援法では、制度の答問のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービス等の対象としました。



(4) プランの体系

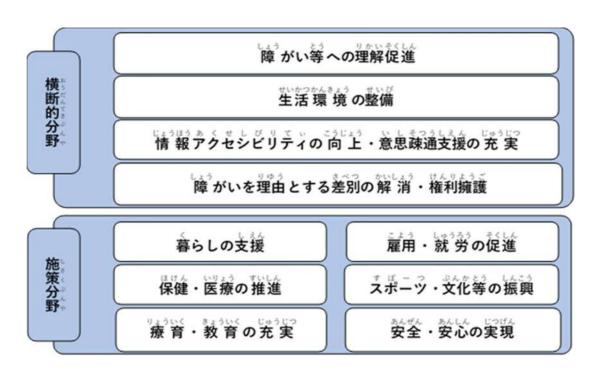
■基本理念

では、これが、 これが、 そんちょう もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに しゅんだれ なが ない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに 人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

■計画目標

- ないましゃかい しょう ひと たい りかいそくしん 地域社会の 障がいのある人に対する理解促進
- 2 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤 の一層の充実
- 4 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消

■施策 (※ 障 がい者計画)





■分野ごとの基本施策(※ 障 がい者計画)

まうだんてきぶんや しょう だい等への理解促進】

きほんほうしん 基本方針

をほんほうしん 基本方針1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重 し支え合う「共生社会」の理念の普及を図ります。

基本施策

まほんしきく けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん 基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

まほんしきく こうきょうさー び す じゅうじしゃ きぎょう がっこう たい りかいそくしん 基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

まほんしさく ぼらんていあかつどう しゃかいこうけんかつどう しえん 基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

まうだんできぶんや せいかつかんきょう せいび 【横断的分野 2 生活 環 境 の整備】

きほんほうしん 基本方針

基本方針1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本施策

まほんしさく 基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

ままれた。 基本施策 2 住まいの確保

まうだんてきぶんや じょうほう あくせしびりてい こうじょう いしそつうしえん じゅうじつ 【横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実】

きほんほうしん 基本方針

基本方針 1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解と利用を促進し、障がいのある人が情報を取得したり、コミュニケーション

すい環境づくりを進めます。

基本方針 2 障がいのある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図り、情報アクセシビリティの向上につなげます。



きほんしさく 基本施策

まほんしさく しょう とくせい おう こ みゅ に ゖー しょん しゅだん りかいそくしん 基本施策 1 障 がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

基本施策 2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

基本施策3 障がいに配慮した市政情報の提供

まほんしきく じょうほうつうしんぎじゅつ じょうほう ぁ く せ し び り て ぃ こうじょう 基本施策 4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

まうだんてきぶんや しょう りゅう まべつ かいしょう けんりょうご 【横断的分野 4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護】

きほんほうしん 基本方針

* ほんぽうしん しょうがいしゃさべっかいしょうほう もと しょう りゅう さべっ かいしょうおよ 基本方針 1 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消及び ごうりてきはいりょ ていきょう すいしん と く 合理的配慮の提供の推進に取り組みます。

基本方針2 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)」に基づく障がい者虐待の防止等、障がいる。 のある人の権利擁護を進めます。

基本施策

基本施策1 障がいを理由とする差別の解消の推進

まほんしさく ぎょうせいさ - び す とう ごうりてきはいりょ ていきょうおよ ごうりてきはいりょ う 基本施策 2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けや

すくする環境の整備

基本施策3 権利擁護等の推進

まほんしさく しょう じ しゃぎゃくたいぼうし すいしん 基本施策4 障がい児・者虐待防止の推進

【施策分野1 暮らしの支援】

きほんほうしん 基本方針

基本方針 1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに たいおう しょえんたいせい せいび 対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。

基本方針 2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係 機関、事業者、ボランティア等の地域の社会資源の活用により、



うイフステージに応じた切れ目のない相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

基本施策

まほんしきく ここ にっず たいおう しえんたいせい さっぴ すていきょうきばん せいび 基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

まほんしさく しせつにゅうしょしゃ せいしんかびょういんにゅういんかんじゃ ちぃきせいかつ いこうすいしん 基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

* はんしょく まうぐ 本がくしょうぐ 基本施策 3 福祉用具などの普及促進・利用支援

まほんしさく 基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

【施策分野2 保健・医療の推進】

まほんほうしん 基本方針

基本方針 1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの早期発見に努め、適切な支援につなげます。

基本方針 2 難病患者を含む障がいのある人に対する保健・医療サービスの たいまする 難病患者を含む に対する保健・医療サービスの たまを図り、地域生活を支援します。

きほんしさく 基本施策

まほんしきく しょう げんいん しっぺい よぼうたいきく しょう そうきはっけん すいしん 基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策や、障がいの早期発見の推進

まほんしょく 基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

まほんしまく 基本施策3 精神保健・医療の充実

まほんしさく なんびょう かん ほけん いりょうしさく すいしん 基本施策 4 難病に関する保健・医療施策の推進

しょくぶんや りょういく きょういく じゅうじつ (施策分野3 療育・教育の充実)

きほんほうしん 基本方針

基本方針 1 母子保健、療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関の連携の下、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の充実を図ります。

基本方針2 障がいのある子どもが、その障がいの状況に応じた適切な支援を

うけながら、社会から孤立することなく、社会の一員として包み支え たい、障がいのない子どもとともに、住み慣れた地域で安心して成長 していける環境づくりを推進します。

基本施策

まほんしきく らいふすてーじ おう しえんだいせい じゅうじつ 基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実

まほんしきく 基本施策 2 療育の充実

基本施策3 学校教育の充実

基本施策4 成人期への移行支援

しまくぶんや こよう しゅうろう そくしん 【施策分野4 雇用・就労の促進】

まほんほうしん 基本方針

基本方針 1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の充実・強化を図ります。

基本方針 2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃水準の向上を図ります。

ままんしさく 基本施策

まほんしょく ここ にっず たいおう しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじっ 基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

基本施策 2 雇用の場の拡充(一般就労、福祉的就労)

きほんしさくしょうひと いっぱんしゅうろう すいしん基本施策3障がいのある人の一般就労の推進

*ほんしさく ふくしてきしゅうろう こうちんこうじょう 基本施策 4 福祉的 就 労 における工賃 向 上

【施策分野 5 スポーツ・文化等の振興】

きほんほうしん 基本方針

基本方針 1 スポーツや文化芸 術活動等を通じて、障がいのある人と障がいの ない人との交流の機会を提供し、障がいのある人に対する理解

まほんほうしん しょう じゃすぼーっ しょう しゃ ぶんかげいじゅつかつどう しぇん しょう 基本方針 2 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、障がいの

ある人の体力の増強や交流、余暇の充実を図ることで、心豊かな もいきせいかっ しぇん 地域生活を支援します。

基本施策

まほんしさく すぼっつ ぶんかげいじゅつかつどう しょうがいがくしゅうかつどう たい しえん 基本施策1 スポーツ・文化芸 術活動・生涯 学習活動に対する支援

しさくぶんや あんぜん あんしん じつげん (施策分野6 安全・安心の実現)

基本方針

基本方針 1 障がいのある人が地域で安全・安心に生活することができるよう、 「こうさいたいさく」 さいがいじ ようはいりょしゃたいさく すいしん 防災対策や災害時における要配慮者対策を推進します。

基本方針2 障がいのある人が地域で孤立しないよう、地域の共助による重層的な見守り体制を構築します。

基本施策

基本施策1 災害や雪に強いまちづくりの推進

* はんしきく さいがいじ たいおうりょく こうじょう 基本施策 2 災害時における対応力の向上

^{ちほんしさく} 基本施策 3 地域における見守り活動の推進

まほんしさく しょうひしゃひがい ぼうし 基本施策 4 消費者被害の防止

えまでいじーず じぞくかのう かいはつもくひょう かんけいせい 【SDGs (持続可能な開発目標) との関係性】

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs (エス・ディー・ジーズ))」とは、2015 年(平成27 年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された2030 年までに持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された2030 年までに持続可能でよりよい世界を曽指す国際目標です。17 のゴール(目で標)と169 のターゲット(取組・手段)から構成され、「地球上の誰一人として取り残さない(no one will be left behind)」ことを誓っています。 これで取り残さない(no one will be left behind)」ことを誓っています。 これではいた。 またいではいんどの主体が取り組む普遍的なものであり、日本においても積極的に取り組んでいます。

札幌市においては、2018 年(平成30 年) 6月に「SDGs 未来都市」に選定されたほか、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019 をはじめとした各種計画へSDGs の視点を反映するなど、SDGs の達成に向けた。 たっぱんでいます。

本計画においても、札幌市の障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等に係る提供体制の確保等を総合的かつ計画的に進めることで、SDGsの達成につなげていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GEALS

第2章 計画策定の背景

1 障がい者福祉をめぐる国の動向

■ 障がい者制度改革の動き

わが国では、2007年(平成19年)に「障害者の権利に関する条約(障害者権利 にようやく にようがいしゃけんり に で 書名権利 に関する条約(障害者権利 に 著名して以降、国内の必要な制度改革が進められ、2011年(平成23年)には、障害者基本法が改正され、「日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」といういわゆる「社会モデル」に基づく「障がい者」の概念や「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。

2013年(平成25年)4月に施行された障害者総合支援法では、改正障害者基本法の理念が掲げられるとともに、 障がい福祉サービスの対象範囲に難病患者等も加わるなどの見直しが行われました。

また、同年 6 月、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、「障害者の雇用の推進に関する法律(障害者雇用 後に選送)」の改正では雇用分野における障がいのある方への差別の禁止等が定められました。(ともに 2016年(平成28年) 4 月施行。)

さらに、2016年(平成28年)6月には、障がいのある方の望む地域生活への支援の一層の充実や障がい児支援の多様化するニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を主な内容として障害者総合支援法及び児童福祉法が改正されました。(ともに 2018年(平成30年)4月施行。)



■ニーズの高度化・多様化

障がいのある方が地域で安心して生活していくことができるよう、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを中心に、さまざまな取組を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に応じたきめ細やかな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライブステージに応じた切れ自のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、障害者総合支援法等による法定サービスのみでは対応が難しいため、就労支援型の地域活動支援センターの
うんさいとう。
本っぽうしどくじの取組も併せて実施するなど、障がい特性等に配慮した
きめ細やかな支援の在り方について引き続き検討していく必要があります。

■地域の社会資源の活用

国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいのある方の ニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行政による取組のほか に、地域のボランティア、関係団体、事業者等の地域の多様な社会資源を活用 するなど、障がいのある方を地域全体で支え合う体制づくりが必要です。



2 札幌市の現状

(1) 札幌市における施策展開

札幌市は、2003年(平成15年)3月、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目的として、障がいのある方の生活全般に関わる施策を体系化し、基本的な方向性を示した「札幌市障害者保健福祉計画」を策定しました。

その後、2007年(平成19年) 3 月に、 障がいのある 方の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれる街づくりを進めるために、「札幌市障がい福祉計画(第 1 期)」を策定しました。この 2 計画を、2012年(平成24年) 3 月に「さっぽろ 障がい者プラン」として統合し、2015年(平成27年)3 月の改定では、「安全・安心」「差別の解消・権利擁護」「行政サービスにおける配慮」の 3 分野を新設し、重点的に取組を

また、2016年(平成28年) 4 月の障害者差別解消法、2017年(平成29年) 12月の「礼幌市障がい特性に応じたゴミュニケーション手段の利用の促進に 関する条例」、2018年(平成30年)3月の「礼幌市手話言語条例」などの施行 や、国の第 4 次障害者基本計画等を踏まえ、2018年(平成30年)3 月に「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定しました。

(2) 障がいのある方の状況

ぉこな 行ってきたところです。

札幌市発行の各種 障 がい者手 帳 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の所持者数の合計は、2019年度末時点で約13万2千人(札幌市の人口の約79%)、2016年度から約6千人増えています。

りょうがいしゃてちょう しょじ しゃすう よこ りゅうが は 事体障害者手帳の所持者数は横ばいの傾向にありますが、療育手帳、精神しょうがいしゃほけんふくしてちょう しょじ しゃすう ねんねんぞうか けいこう 障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加の傾向にあります。【表 1】



また、札幌市は、医療機関等の社会資源が多いこともあり、3手帳とも、市外からの転入者数が転出者数を上回る転入超過の傾向がみられます。【表2】 こうした状況から、計画期間(2021~2023年)においては、引き続き障がいのある方の増加が予想されます。

ひょう かくしょう てちょうしょじしゃすうとう すいい 表 1 各 障 がい手帳所持者数等の推移

(3月末時点。ただし、札幌市の人口は4月1日時点。) (単位:人)

		aんど 2016年度	aんど 2017年度	aんど 2018年度	aんど 2019年度
さっぽろし じんこう 札幌市の人口		1,946,407	1,949,947	1,953,883	1,958,408
	isjustustatu i帳所持者全体	125,727	127,652	129,594	132,091
	LAENLai 身体障がい	83,564	83,585	83,534	83,780
	_{ちてきしょう} 知的障がい	17,375	18,041	18,722	19,416
	せいしんしょう 精神障 がい	24,788	26,026	27,338	28,895

【表 2】各障がい手帳所持者数の転入・転出者数の推移

(各年度中) (単位:人)

		^{ねんど} 2016年度	aんど 2017年度	aんど 2018年度	aんど 2019年度
うしょじしゃぜんたい 長所持者全体	てんにゅうしゃすう 転入者数	1,294	1,331	1,290	1,466
	てんしゅつしゃすう 転出者数	769	700	761	778
LAttivLusi 身体障がい	でんにゅうしゃすう 転入者数	833	876	804	891
	でんしゅつしゃすう 転出者数	488	470	503	532
_{ちてきしょう} 知的障がい	でんにゅうしゃすう 転入者数	177	174	205	225
	でんしゅつしゃすう 転出者数	173	160	152	172
#いしんしょう 精神障がい	てんにゅうしゃすう 転入者数	284	281	281	350
	てんしゅつしゃすう 転出者数	108	70	106	74



(3) 障がい別の状況

しんたいしょうがいしゃてちょう **■身体障害者手帳**

年齢別では、全体の 7割以上を占める 65歳以上の手帳所持者数が、年々増加していることがわかります。【表 3】

また、障がい状況別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。【表 4】

ひょう 3 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

(3月末時点) (単位:人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
18歳未満	1,484	1,455	1,460	1,441
18歳以上65歳未満	22,387	21,911	21,435	21,132
65歳以上	59,693	60,219	60,639	61,207

【表 4】身体障害者手帳所持者数の障がい状況別推移

(3月末時点) (単位:人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
視覚障がい	4,424	4,394	4,402	4,439
聴覚・平衡機能障がい	5,278	5,263	5,269	5,296
まんせい げんごまた 音声・言語又はそしゃく機能障がい	833	832	860	863
したいふじゅう 肢体不自由	48,018	47,494	46,710	46,093
^{ないぶしょう} 内部 障 がい	25,011	25,602	26,293	27,089
zōthu 合計	83,564	83,585	83,534	83,780



りょういくてちょう ■療育手帳

どの障がい程度においても増加の傾向にありますが、特にB-(E) の手帳 が持者数が増えています。【表 5】

年齢別でみると、18歳以上の所持者数は年々増加していますが、<math>65歳以上の方の かた 割合は少なく、2019年度は全体のおよそ 6% 弱(1,100人)となっています。 【表 6】。 療育手帳の増加は、以前に比べて知的障がいに対する認知度が高くなったことが、要因の一つと考えられます。

ひょう りょういくてちょうしょじしゃすう しょう ていどべつすいい 【表 5】療育手帳所持者数の障がい程度別推移

(3月末時点) (単位:人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
A (重度)	5,788	5,870	5,974	6,083
B (中度)	3,836	3,943	4,032	4,108
B - (軽度)	7,751	8,228	8,716	9,225
合計	17,375	18,041	18,722	19,416

でいまう 6】 りょういくてちょうしょじしゃすう ねんれいべつすい し 表 6】 療 育手帳所持者数の年齢別推移

(3月末時点) (単位:人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
18歳未満	4,757	4,839	4,888	4,957
18歳以上	12,618	13,202	13,834	14,459 ※うち 65歳以上1,100



せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ■精神障害者保健福祉手帳

身体障がい、知的障がい、精神障がいの3 障がいの手帳所持者のうち、この4年間でもっとも増加しているのが、精神障がいです。【表 7】のとおり、2016年度と 2019年度を比較すると 4 千人以上増加していることがわかります。

しなよう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう しょう てい どべつすい い 【表7】精神障害者保健福祉手帳の障がい程度別推移

(3月末時点) (単位:人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1級	1,365	1,362	1,397	1,460
2 級	13,079	13,500	13,981	14,484
3 級	10,344	11,164	11,960	12,951
ごうけい合計	24,788	26,026	27,338	28,895

■札幌市の難病患者数(特定医療費(指定難病) 受給者証所持者数)

2013年(平成25年) 4 月に施行された障害者総合支援法により、障がいのあるがたの範囲が拡大され、難病患者も障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

2020年(令和 2 年) 4 月 1 日現在、361疾病が障害福祉サービス等の対象に、333疾病が医療費助成の対象となっています。

ひょう とくていいりょうひ していなんびょう じゅきゅうしゃしょうしょじしゃすう 【表8】特定医療費(指定難病)受給者証所持者数

(3月末時点) (単位:人)

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
21,564	20,661	21,177	21,865



(4) 障がい福祉サービス等利用者数・給付費の推移

【表 8】【表 9】のとおり、障がい福祉サービス等の利用者数・給付費は、 $^{\text{table}}_{\text{table}}$ $^{\text{t$

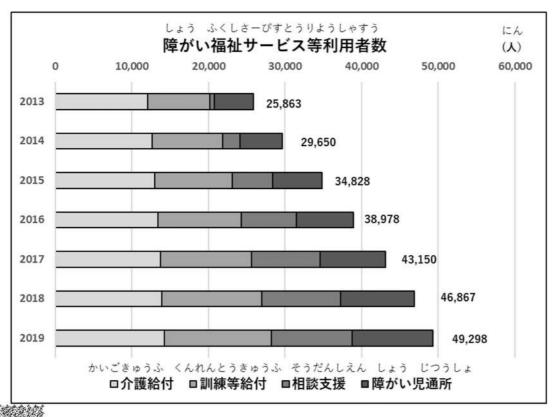
しょう しょう がす とうりょうしゃすう の にんずう すいい 【表8】障がい福祉サービス等利用者数(延べ人数)の推移

(3月末時点) (単位:人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
かざきゅうふ 介護給付	13,427	13,779	13,909	14,212
訓練等給付	10,843	11,848	13,018	14,005
そうだんしぇん 相談支援	7,205	8,956	10,330	10,588
障がい児通所	7,503	8,567	9,610	10,493
さうけい合計	38,978	43,150	46,867	49,298

かくねんど、がつりょうじっせき そうだんしえん ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん ねんかんりょうにんずう ※各年度3月利用実績。相談支援のうち地域移行支援・地域定着支援は年間利用人数。

【参考】 障 がい福祉サービス等利用者数(延べ人数)の推移(2013→2019)



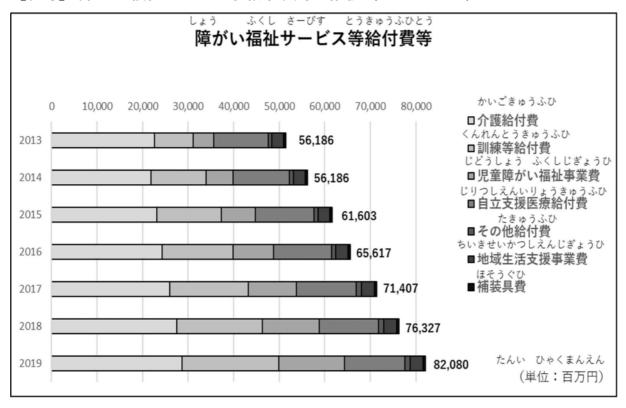


ひょう しょう ふくし さー び すとうぎゅうふ ひとう すいい 【表 9】 障がい福祉サービス等 給 付費等の推移

(単位:百万円)

	aんど 2016年度	^{ねんど} 2017年度	^{ねんど} 2018年度	aんど 2019年度
かいごきゅうふ ひ 介護給付費	24,243	25,967	27,457	28,651
くんれんとうきゅうぶひ 訓練等給付費	15,615	17,268	18,846	21,218
じどうしょう ふくしじぎょうひ 児童障がい福祉事業費	8,874	10,607	12,491	14,423
じりっしえんいりょうきゅうふひ 自立支援医療給付費	12,746	13,069	13,049	13,330
た きゅうふ ひ その他給付費	890	1,154	1,105	1,108
まいきせいかつしえんじぎょうひ 地域生活支援事業費	2,738	2,851	2,857	2,818
^{ほそうぐひ} 補装具費	512	491	520	532
zijthu 合計	65,617	71,407	76,327	82,080

しまう しょう がい福祉サービス等 給 付費等の推移 (2013→2019)





れいわがんねんどさっぽろししょう じしゃじったいちょうさけっか がいよう 令和元年度札幌市 障 がい児者実態調査結果(概要)

(1) 調査の概要

札幌市の障がい福祉施策に係る今後の方向性を検討するために、障がいのある方の生活実態や取り巻く課題等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として、2019年(令和元年)10月から12月までの期間において実施しました。(5 調査基準日:令和元年9月1日)

この調査の対象者や回収結果は、下表のとおりです。

ちょうさしゅべつ 調査種別	ちょうさほうほう 調査方法	^{はっそうすう} 発送数	かいしゅうすう	かいしゅうりつ
1. 障がい者調査	郵送調査	6,430	2,806	ぱーせんと 43.6%
2. 障がい児調査	郵送調査	1,046	461	ぱーせんと 44.1%
3. 市民意識調査	郵送調査	3,000	1,048	ぱーせんと 34.9%
4. 企業意識調査	郵送調査	1,000	340	ぱーせんと 34.0%
5. 事業所調査	郵送調査	1,400	866	ぱーせんと 61.9%
6. 施設入所者調査	いーめーるちょうさ Email調査	30	20	ぱーせんと 66.7%
7. 精神科病院入院患者調査	いーめーるちょうさ Email調査	37	15	ぱーせんと 40.5%



(2) 調査結果

前回 (2016年度) 行った同調 査の結果と比較し、札幌市の取組の効果について振り返ります。

■ 障がいのある方に対する市民理解

< **障 がい者調査・ 障 がい児調査**>

前回調査より、市民理解が「(まあまあ)深まっていると思う」と答えた方の割合が若干増えています。しかしながら、「まったく思わない」「あまり思わない」と答えた方のほうが上回る傾向は変わらず、障がいのある方に対する理解はまだ十分とはいえない結果となりました。

	障がい	しゃちょうさ 者調査	障がい児調査		
	2016年度	2019年度	2016年度	2019年度	
深まっている・まあまあ深まっている	26.1	27.9	14.3	18.2	
どちらともいえない	31.5	29.9	34.8	33.8	
あまりそう思わない・まったく思わない	37.1	35.5	50.3	47.3	

たんいばーせんと (単位:%)

く市民意識調査>

障害者差別解消法や、札幌市において制定した各種条例や取組については「知らない」と答えた方が多く、引き続き普及啓発を図っていく必要があります。

	しょうがいしゃきべつかいしょうほう 障害者差別解消法	さっぽろししょう しゃ 札幌市障がい者 こみゅにけーしょんじょうれい コミュニケーション条例	きっぽうししゅわげんごじょうれい 札幌市手話言語条例	こころ ぱりぁふり- 心のバリアフリー	へるぶまーく ヘルプマーク
内容も知っている	6.3%	2.5%	2.6%	11.5%	37.6%
[*] 聞いたことがある	24.7%	10.3%	7.5%	22.4%	22.3%
^し 知らなかった	66.8%	81.8%	84.4%	60.7%	36.0%
まかいとう 無回答	2.2%	5.4%	5.5%	5.4%	4.1%



■ **障 がい福祉サービスについて**

く **障 がい者調査・障 がい児調査**>

前回調査よりも、量・内容ともに「(おおむね)満足している」割合が増えましたが、「(あまり)満足していない」と感じる方も一定数存在しています。

また、サービスの質や事業所の対応について、ある程度満足していると感じている方がいる一方で、前回調査より「(あまり)満足していない」の割合が若干増加しました。

	りょう	_{しょう} 障がい	しゃちょうさ 者調査	_{しょう} 障がい	じちょうき 児調査
	サービスの量	2016年度	2019年度	2016年度	2019年度
りょう	*^*< (おおむね)満足している	78.9	80.9	78.8	83.6
量	**^<< (あまり) 満足してしない	14.6	14.1	19.1	15.7
ないよう	*^*< (おおむね)満足している	76.1	78.2	83.2	84.3
内容	*^<< (あまり) 満足してしない	14.6	16.3	13.9	15.3
質	*^そ< (おおむね)満足している	75.1	76.2	79.1	78.5
質	*メーマ< (あまり) 満足してしない	15.2	17.3	11.1	13.7
じぎょうしょ たいおう	*メーティ (おおむね)満足している	84.3	79.6	84.3	90.2
事業所の対応	*メヘぞ< (あまり) 満足してしない	11.8	15.1	11.8	9.8

(単位: ぱ-せんと)

く事業所調査>

事業所が業務を円滑に実施するために必要な人手が「(やや) 不足している」「非常に不足している」と回答した事業所が全体の7割を超えています。

職員不足の原因として「職員の採用が困難」と答える事業所が6割以上、雇用が困難な理由を「賃金が低い」「精神的な負担が大きい」と回答した割合がそれぞれ4割程度となっています。

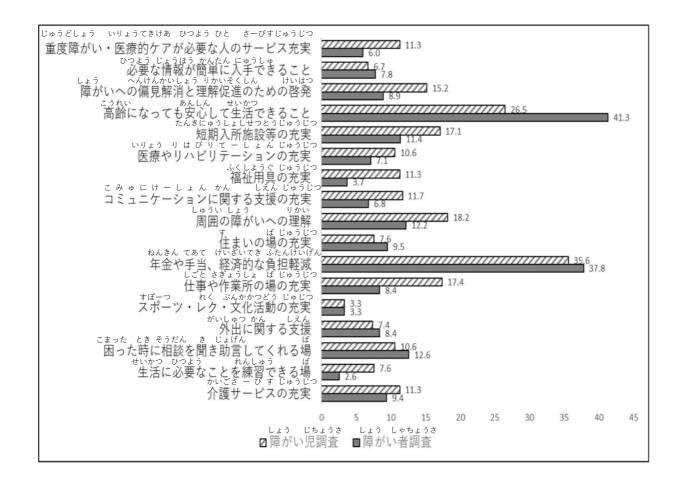


■ 障 がいのある方が希望する生活のためにあればいいこと

く **障 がい者調査・ 障 がい児調査**>

前回調査に引き続き、高齢になった時の生活に不安を感じている方の割合が多い結果となりました。

	しょう しゃちょうさ 障がい者調査 ^{ねんど} ねんど 2016年度 2019年度		しょう じちょうさ 障がい児調査	
			^{ねんど} 2016年度	^{ねんど} 2019年度
こうれい あんしん せいかつ 高齢になっても安心して生活できること	**· · · · · 第1位	第1位	**· · · · · 第1位	**· · 第2位
ct とき そうだん き じょげん 困った時に相談を聞き助言してくれる場	**· 第2位	**· 第3位	第1位	第12位
ねんきん てあて けいざいてき ふたんけいげん 年金や手当、経済的な負担軽減	**。	第2位	だい い 第4位	だい い 第1位
しゅうい しょう りかい 周囲の障がいへの理解	**· 第6位	**· 第5位	**· · · · · 第3位	**· 第3位





しせつにゅうしょしゃちょうさ **<施設入所者調査>**

本人の地域生活を支える環境面においては、夜間や緊急時の支援に不安を感じているほか、一度退所すると再入所できないのではないかということに不安を感じている方が多く、これらが退所に向けた課題になっていることがうかがえます。 ご本人の状態像としては、常時の介護や見守りを要する方が多く、在所期間が 20年以上の入所者については「ご家族からのサポートが期待できない」とする割合が最も高くなっています。

	ちぃきせいかつ ささ しゅうへんかんきょう 地域生活を支える周辺 環境	わりあい ぱーせんと割合 (%)
第1位	ゃゕん きんきゅうじ しぇん じゅうぶん う 夜間や緊急時の支援を十分に受けることができないという不安がある	61.9
第2位	いちどたいしょ さいにゅうしょ 一度退所すると再入所できないのではないかという不安がある	39.4
第3位	す かくほ こんなん 住まいの確保が困難	35.8

	^{ほんにん じょうたいぞう} 本人の状態 像	ゎりぁぃ ぱーせんと 割合 (%)
第1位	かいご みまも とう しえん じょうじひつよう 介護や見守り等の支援が常時必要である	65.9
	退所したいかどうか、本人の意思が確認できない	51.1
	たいしょ む いしき とぼ 退所に向けた意識が乏しい	39.8

せいしんかびょういんにゅういんかんじゃちょうさ <精神科病院入院患者調査>

退院ができない要因として、「症状が不安定」いう理由が最も高くなっています。病状が治まっている方(院内寛解あるいは改善傾向)の場合、「退院意欲が乏しい」ことが、退院に向けた問題点になっています。

たいいんご ひつよう しえん 退院後に必要な支援としては、前回調査同様、「訪問看護サービス」とする わりあい もっと たか 割合が最も高くなっています。



第2章 計画策定の背景

	たいいん 退院ができない要因	わりあい ぱーせんと 割合 (%)
だい い 第1位	ではうじょう ふあんてい 病状が不安定	51.6
^{だい い} 第2位	ばんじつにんしき とぼ 現実認識が乏しい	46.6
第3位	touk usk esf 退院意欲が乏しい	28.4
_{だい} い 第4位	びょうしき つういん ふくゃく ちゅうだん よそう 病識がなく通院服薬の中断が予想される	27.4
だい い 第5位	ゕゖ しょくけ せんたく きんせんかんり 家事(食事・洗濯・金銭管理など)ができない	26.4

■ 就 職 の経緯 (障 がい手帳等種類別)

< **障 がい者調査**>

身体障害者手帳をお持ちの方については、等級に関わらず「自分で探した」が も多く、次いで「ハローワークを利用した」となっており、自立支援医療や特定 医療費(指定難病)の受給者証をお持ちの方も同様の結果となっています。

	^{ゅうしょく} けいい たんい にん 北職の経緯 (単位:人)	^{は5-} ハロー ^{b-く} ワーク	がっこう 学校	twj35jnzj 就労移行 tak ej 支援等	そうだんしえん 相談支援 じぎょうしょとう 事業所等	LAぞくとう 親族等の Lajonto 紹介	じぶん 自分で なが 探した	その他
Δ.	1・2級	26	1	4	1	17	47	28
身 しん た い	3・4級	24	3	2	1	17	55	21
	^{きゅう} 5・6級	8	0	1	0	6	16	7
vista ii	えー さいじゅうど じゅうど A (最重度・重度)	0	2	1	0	0	0	1
療りょうい	びー ちゅうど B (中度)	5	16	12	1	6	2	4
<	びーぱー けいど B - (軽度)	33	32	37	10	10	17	7
业主 ++	1級	0	0	0	0	1	1	0
精ぜいしん	2級	13	0	9	1	7	10	1
	3級	14	3	6	3	10	34	17
その	はりつしえんいりょう せいしんつういん 自立支援医療(精神通院)	11	2	10	2	7	15	3
他た	していなんびょう とくていしっかんいりょう 指定難病・特定疾患医療	13	7	2	0	16	38	17



4 目指すべき 共 生社会に向けて ~ 障 がい福祉施策の視点から~

2019年度に実施した障がい児者実態調査では、札幌市が目指すべき共生社会の 具体的なイメージを構築するため、障がいをお持ちの方を含めた市民や企業のみなさまからご意見を伺いました。

サ、生社会の実現のために必要と考える施策としては、「心のバリアブリー化の サ、生社会の実現のために必要と考える施策としては、「心のバリアブリー化の サいしん 推進」「就労機会の充実」が、いずれの調査でも上位を占めています。

■共生社会の実現のために必要な施策 (アンケート結果から)

	によう しゃちょうさ	によう	しみんいしきちょうさ	*ぎょうちょうさ
	障がい者調査	障がい児調査	市民意識調査	企業調査
**· · · · 第1位	しょう ふくし きーびす じゅうじっ	^{┖ゅうろうき かい じゅうじつ}	よりうろうき かい じゅうじつ	にゅうろうき かい じゅうじつ
	障がい福祉サービスの充実	就労機会の充実	就労機会の充実	就労機会の充実
第2位	こころ ぱりぁふり-ゕ	こころ ぱりぁふり- か心のバリアフリー化	こころ ぱりぁふり‐ゕ	こころ ぱりぁふり‐ゕ
第3位	にゅうろうき かい じゅうじつ	ぃ ん く る - し ゞきょういく じゅうじっ	#ルホラくショっ ニュラージ ピリ ぬ ឆ ゚ リ ー が	#ルル \$ く \$ つ こうつう ば リ か ふ リ - か
	就労機会の充実	インクルーシブ教育の充実	建築物・交通のバリアフリー化	建築物・交通のバリアフリー化

また、市内障がい関連団体を対象としたグループピアリングにおいても、これらの施策に関連した意見は多く、障がいのある方に対する理解不足により生じる差別や偏見、就労の難しさなどを課題とする意見が挙げられています。

■共生社会のイメージ(障がい者団体へのヒアリング調査結果から)

	ゅ ぎ 目指すべき共生社会像	まょうせいをかいじつけん ひつよう しきく 共生社会実現に必要な施策
意識上の ばりま バリア		レミラ リかいそくしん しょう ラ む とも そだ かん 障がいへの理解促進や、障がいの有無にかかわらず共に育つ環
		きょう いんくる - しょ こうりゅうき かい そうしゅそう こころ ばりあふりー境 (インクルーシブ) 、交流機会の創出等による心のバリアフ
	別や偏見が生じない社会、互いに支え合える社会	リーの実現にむけた施策
せいどでき 制度的な		Lゅうろうし えんせいど かくじゅう かいぜん いっぱんしゅうろうき かい かくじゅう しゅうろう 就労支援制度の拡充・改善や、一般就労機会の拡充など、就労
^{ぽりぁ} バリア	できる社会	に関連した施策
ジュリてき ぶん 物理的/文	しょう う to にゅう しゃかいさんか せいかつ 障がいの有無によらず、自由に社会参加や生活を いとな 営むことができる社会	にまう ふくしょ - ひょ かくじゅう 障がい福祉サービスの拡充
化・情報面		たてもの こうつうきかん はービ めん ばり あ ふ り - すいしんしさく 建物、交通機関といったハード面でのバリアフリーの推進施策
のバリア		よかかつどうしぇん、じょうほうていきょうしゅほう かくじゅうしきく 余暇活動支援、情報提供手法の拡充施策



z 障がい児者実態調査において、障がいのある方の約3割、障がいのある子どもの約5割が、何らかの差別経験があると答えています。

また、企業意識調査において障がい者雇用に関するハードルについて尋ねた設問では、「障がいのある方のことをそもそもよく分からないから雇用に踏み出せない」と回答した企業が6割弱ありました。障がいのある方の就労機会の充実を図るためには、正規雇用率の向上や待遇改善等はもとより、障がいのある方に対する企業で側の理解のより一層の促進が必要といえます。

